

## プッシュ型事業承継支援高度化事業

### 高知県事業承継ネットワーク事務局 ブロックコーディネーター公募要項

高知商工会議所では、プッシュ型事業承継支援高度化事業を実施するにあたり、ブロックコーディネーターを募集いたします。本事業については、国の採択を前提に募集するものであることを予めご了承ください。

#### 1. プッシュ型事業承継支援高度化事業について

事業承継の円滑化のためには、早期・計画的な準備が不可欠であり、事業承継支援は、税務、法務、財務等、課題は多岐にわたることから、中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供を図るとともに、地域一帯となって支援をする必要がある。

そのため、本事業により、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため、事業承継診断を実施し、掘り起こされたニーズに対してきめ細かな支援を実施する。

#### 2. 募集職種及び業務内容

別紙のブロックコーディネーター資格要件、業務内容等を参照

#### 3. 募集人員：ブロックコーディネーター 2名

#### 4. 資格・要件：資格要件、業務内容等を参照

#### 5. 勤務地：高知商工会議所（高知市本町1丁目6-24または、 高知県高知市本町4丁目1-32こうち勤労センター5階）

#### 6. 任用期間：令和元年9月2日～令和2年3月23日（勤務状況に応じて、更新の可能性あり）

#### 7. 勤務時間：週2～3日程度 8時30分～17時15分 （土曜・日曜・祝日休み 任用期間中100日）

#### 8. 報酬等：高知商工会議所の定めによる。 （日額報酬制。社会保険、出勤にかかる交通費は自己負担）

#### 9. 応募方法：以下の応募書類を作成の上、問合せ先まで郵送 ・履歴書（書式自由・写真添付・経験した業務内容を記載すること）

#### 10. 募集期間

令和元年8月1日（木）～令和元年8月7日（水） 17時15分

## 11. 選考方法

書類選考に通過した方のみ、電話にて面接選考の日程・場所をご連絡いたします。  
面接では以下を確認します。

- ・ 志望理由
- ・ 中小企業の事業承継についての所見
- ・ 経験した業務内容
- ・ 中小企業者に対する支援実績
- ・ 専門分野・得意分野（具体的に）
- ・ その他、業務に必要な事項

## 12. その他

- ①応募（応募書類及び問合せ内容を含む。）の秘密は厳守します。
- ②応募された書類は返却しません。
- ③応募書類は本件の採用目的以外に使用しません。
- ④面接応募に係る費用は支給しません。
- ⑤選考過程についてはお答えしません。

## 13. お問合せ先

高知商工会議所 担当：平島、西野

〒780-0870

高知市本町1-6-24 TEL088-875-1177

ブロックコーディネーター 資格要件、業務内容等について

資格 職能	ブロックコーディネーター
<p>資格要件 (右のいずれかに該当し、業務内容の遂行に十分な社会経済、政策上の知見と能力が見込まれる者であること)</p>	<p>ア. 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士の資格を有する者 イ. 金融機関の管理者として10年以上の実務経験と、事業承継支援またはM&amp;A支援の十分な実績を有する者 ウ. 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者 エ. 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者 オ. ア.～エ. に準じる能力を有する者</p>
<p>業務内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県事業承継ネットワーク構築事業の事務局として、事業承継コーディネーターの業務を補佐する。</li> <li>・商工会・商工会議所、金融機関、士業団体などの「高知県事業承継ネットワーク」に参画する支援機関と連携して、担当ブロック（高知県中部、東部、西部のいずれか）で事業承継に課題を抱える県内中小企業・小規模企業に対し、事業承継の準備の必要性を促しながら（「事業承継診断」の実施等）、相談案件の発掘等を行う。</li> <li>・また、発掘した案件の中から、事業承継に向けた支援を必要とする事業者に対し、支援機関、士業団体と連携、必要に応じてチームを編成して、課題に適した「個者支援」を行う。</li> <li>・成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集を行う。 等</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、E-mail）を使って資料作成等が出来ること</li> <li>・普通自動車の運転免許（AT限定でも可）を持っていること</li> </ul>